

(様式-1)

(平成27年4月1日作成)

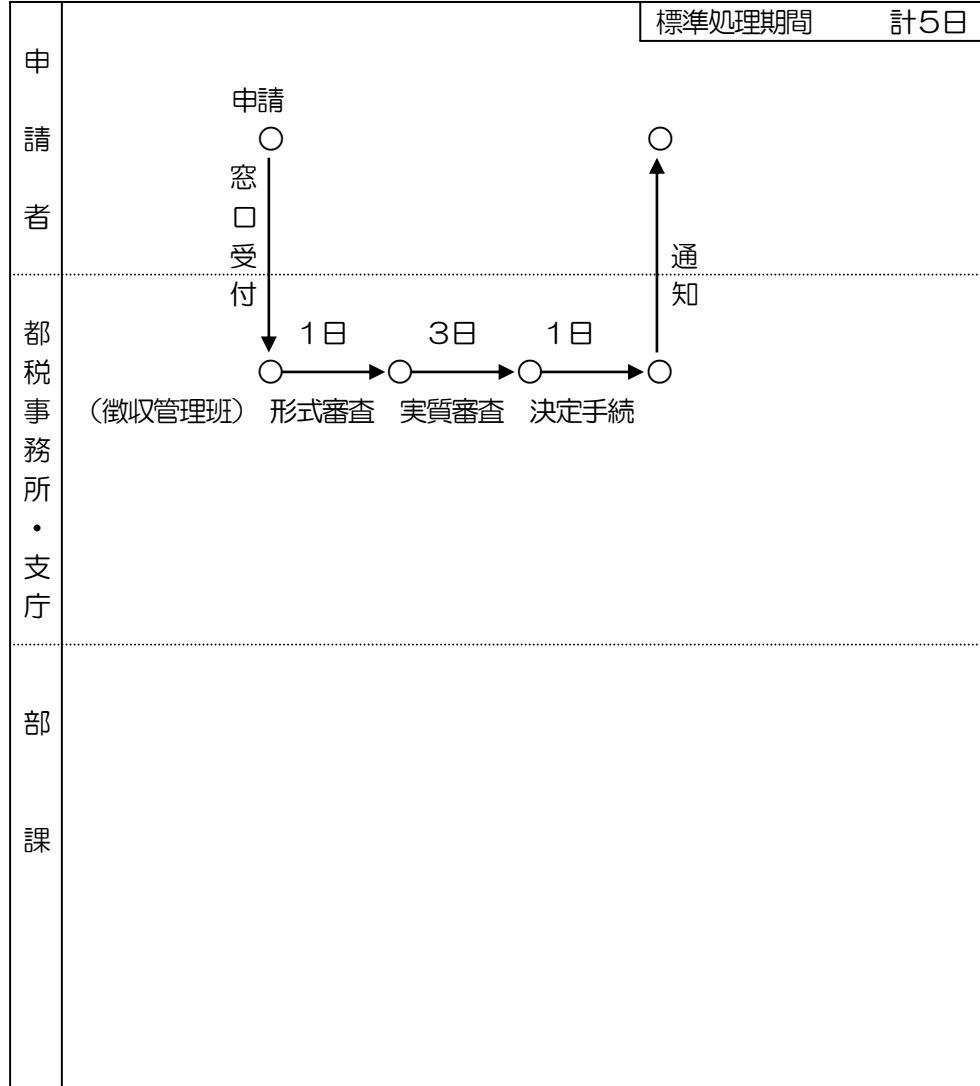
事務処理フロー図

事務名 徴収猶予に伴う差押解除事務 (すでに徴収猶予の許可を得ている場合)

作成部署 主税局徴収部徴収指導課徴収企画班 電話 5388-3023

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類が揃っているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、差押解除の要件を満たしているかどうかを審査します。
3	決定手続	許可の諾否について、各都税事務所の課長又は所長が決定します。
4	通知	申請者に通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		